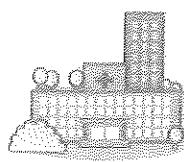


# 医療機関と事業承継

■片山総合法律事務所 ■ 弁護士 片山 卓朗



Vol. 18

— M & Aによる事業承継 —

## 医療法人の場合（3）

### 出資持ち分の譲渡による方法 続き

前回に引き続き、医療法人のM & Aの中で、「出資持ち分の譲渡による方法」の具体的な手続きの概要について説明します（前回は①秘密保持契約の締結、②基本合意書の取り交わし、③デューデリジェンスの実施、④出資持分譲渡契約の締結までを説明）。

出資持分譲渡契約の締結を交わしたら、その後に、⑤出資持分譲渡契約に基づいたM & A完結に向けた諸事項を実施することになります。すなわち、出資持分の譲渡代金の支払いと受領、社員総会の実施に伴う社員の入れ換え、新社員による新役員の選任、保健所など必要な諸官庁への届出、従業員や取引先などの関係者に対する説明などを実施し、M & Aを完結させます。

「出資持ち分の譲渡による方法」については以上のとおりですが、医療法人のM & Aにはその他「事業譲渡による方法」と「合併による方法」があります。続いて、「事業譲渡による方法」について説明します。

### 事業譲渡による方法

一般的に「事業譲渡」というと、会社法の規定に基づいたものを指しますが、単なる施設や権利の譲渡にとどまらず、組織的・継続的に行われている一体的な事業そのものを譲渡する場合を「事業譲渡」といいます。会社法では事業譲渡に関する規定が設けられており、事業譲渡に際しては、その組織上の重要性や譲渡対象の重要性の観点から、株主総会の特別決議（議決権の3分の2以上の賛成）が必要であることなど、特別な規定が定められています。病院・診療所など医療機関の場合でも「事業譲渡」という概念はありますが、医療法には、事業譲渡に

関する規定はありません。従って、医療機関の事業譲渡は、法律上の規定に基づいて行われるものではなく、譲渡する側の病院・診療所の廃止（閉院）と譲渡を受ける側の病院・診療所の開設とを同時にすることによって実行されることとなります。

事業譲渡の場合には、出資持ち分の譲渡の場合のように、法人格そのものが承継されるのではなく、事業に必要な施設や権利義務が一体として譲渡されるに過ぎません。従って、当事者間の取り決めによって、譲渡を受ける資産や引き継ぐ負債を個別的・選択的に定めることができます。要するに、M & Aに際し、お互いが合意することによって、承継する資産・負債と、承継せずに相手方に残す資産・負債とを切り分けることができるのです。従って、譲渡する側の病院・診療所の経営主体（乙医療法人とする）に簿外負債や隠れた医療過誤等の問題があったとしても、それが譲渡を受ける側（甲医療法人とする）に引き継がれることはありません。甲医療法人にとっては、この点が事業譲渡の大きなメリットです。その半面、乙医療法人は、事業譲渡が完了した後に清算を行う等の後処理をする必要があります。この点が乙医療法人にとってのデメリットです。

また、事業譲渡の対象が病院の場合には、事業譲渡といつても新たな病院の開設という法形式をとることになるので、開設に際し、都道府県知事の許可が必要となります。従って、地域医療計画との関連もあり、事前に当局との間で、事業譲渡に關し協議しておく必要があります。場合によっては、当局の要請により、事業譲渡の内容の一部を変更する必要が生じる可能性もあります。